

香川県広域的地域活性化基盤整備計画（二地域居住）

令和 7 年 7 月 11 日 策定

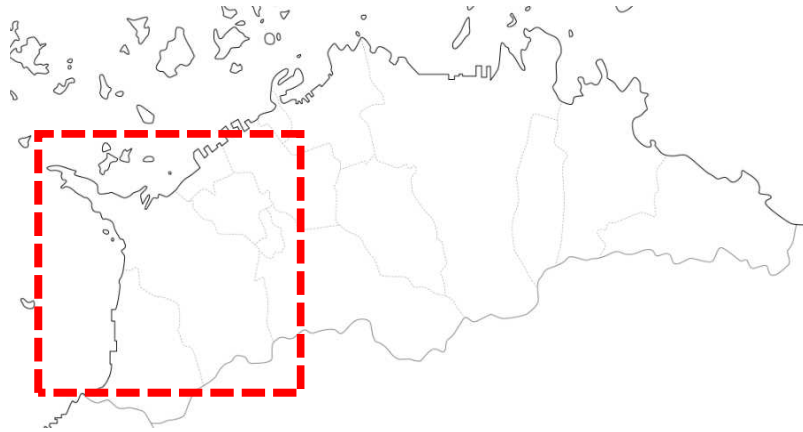
【香川県】

市 町 村 名	三豊市			計 画 期 間	令和 7 年度～令和10年度
計 画 概 要					
香川県では、少子化に加え、特に若者の県外流出による人口減少が深刻化していることから、地域を支える担い手不足や地域活力低下の課題に直面している。これらの課題の解決に向け、市町とも連携して、多様な形で特定の地域に継続的に関わる関係人口の創出・拡大を図るため、二地域居住を促進する。					
特定居住拠点施設に関する事項					
No	拠点施設の区分	名称（施設の内容）	所在地	整備主体	備考
1	交流施設	瀬戸内SEED	三豊市仁尾町仁尾丙893-6	瀬戸内Refarming株式会社	R6.4整備済
2	宿泊施設	瀬戸内ワークレジデンスGATE	三豊市仁尾町仁尾乙282-10	瀬戸内ワークス株式会社	R2.1整備済
3	交流施設	瀬戸内ROOTS	三豊市仁尾町仁尾丁66-3	瀬戸内Refarming株式会社	R7.4整備済
4	交流施設	シェアハウスNAE(ADDRESS三豊A邸)	三豊市財田町財田上2090-1	個人事業主	R4.10整備済
拠点施設関連基盤施設整備事業に関する事項					
社会資本総合整備計画（広域連携事業）の計画名：なし		※社会資本整備総合交付金(広域連携事業)を活用する場合に記載（社会資本総合整備計画を提出すること） 計画期間：令和 一 年度～ 一 年度（ 一 年間）			
拠点施設関連基盤施設整備事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項					
そ の 他					
「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画					

特定居住重点地区

※三豊市の特定居住促進区域の範囲を重点地区の範囲とする

三豊市詫間町、仁尾町、財田町



地図：香川県白地図の一部抜粋



三豊市内7町のうち、
詫間町・仁尾町・財田町
の全域を促進区域に定める

地図：香川県白地図の一部抜粋



特定居住重点地区

※三豊市の特定居住促進区域の範囲を重点地区の範囲とする

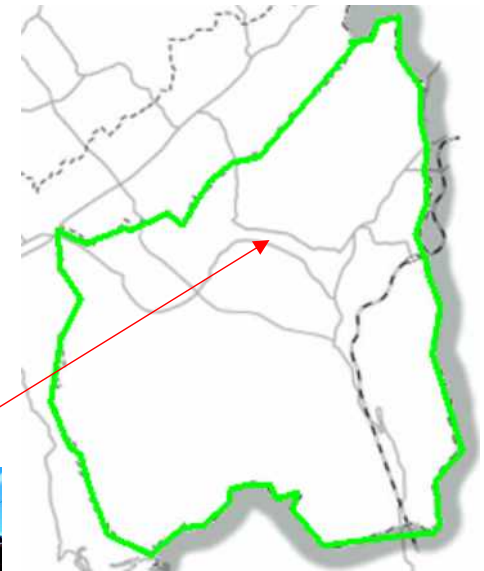
詫間町



仁尾町



財田町



瀬戸内SEED



瀬戸内ROOTS



瀬戸内ワークレジデンス
GATE



シェアハウスNAE
(ADDRESS三豊A邸)